

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給認定の変更の認定	
根拠法令・条項	児童福祉法第19条の5第2項	
所 管 課	保健所 保健医療薬務課	
審 査 基 準	小児慢性特定疾病医療費の支給認定の変更の申請を行うに当たっては、支給認定申請書及び受給者証の記載事項の変更のうち、①自己負担上限月額の変更（階層区分の変更並びに重症患者等区分及び按分特例の適用により自己負担上限月額の変更を伴う場合に限る。）、②受療を希望する指定医療機関の変更若しくは追加、及び③支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称の変更若しくは追加が必要な場合とし、これら以外の変更については、記載事項変更届による届出で行うものとする。 （「小児慢性特定疾病医療費の支給認定について」平成26年12月3日雇児発1203第2号）	
標準処理期間	標準処理期間	30日～40日程度
	標準処理期間を設定できない理由	